

ライセンス契約だけじゃない！ 知的財産関連契約（第4回）

共同出願契約



弁護士法人第一法律事務所
弁護士 坂根 大亮
(大阪弁護士会知的財産委員会所属)

1 初めに

第4次産業革命の進展等により技術革新の著しい今日において、個別企業単位での研究開発は、その資金力、技術力等においておのずと限界が生じる場所であり、複数者間での共同研究開発は極めて需要の高いものとなっている。特に、産学官連携による共同研究開発の強化は政府目標として取り組まれている課題¹であり、文部科学省と経済産業省の創設する「イノベーション促進産学官対話会議」が平成28年11月30日に策定した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」において、「組織」対「組織」での共同研究開発に移行するための途が示されたことは記憶に新しい。実際にも大学等の民間企業からの研究資金等受入額は右肩上がりであり、大型共同研究開発の件数も増加しているところである²。

共同研究開発された発明について、共同出願人間で係争が生じる事案は、かかる共同研究開発の件数の増加やその大型化によりますます先鋭化することが考えられる。もちろん、共同研究開発の当初段階で、共同出願した際の権利配分等を取り決める場合も多いが、当初想定していた共同研究開発における寄与度及び成果物の利用形態等が共同研究開発中に変化することも多く、共同研究開発の終了後、共同出願人間で適切な共同出願契約を改めて締結することにより、共同研究開発終了後における当事者間の意向を反映し、後の係争を回避する需要は高まっている³。本

1 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において、「2025年度までに大学・国立研究開発法人に対する企業の投資額をOECD諸国平均の水準を超える現在の3倍とする」という政府目標が設定されている。

2 文部科学省 科学技術・学術政策局 産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室「大学等における産学連携等実施状況について（令和元年度実績）」（令和3年4月15日更新）、一般社団法人日本経済団体連合会・経済産業省・文部科学省「大学ファクトブック2021」（令和3年9月2日）

3 例えば、モノクローナル抗体共同研究開発事件（大阪地判平成21年10月8日判タ1333号244頁（第1事件）、大阪地判平成22年2月18日判タ1339号193頁（第2事件））では、共同研究開発契約書において成果の帰属・持分割合は協議して定める旨の規定があったものの、かかる協議を行うことなく両当事者がそれぞれ単独で特許出願を行った結果、両当事者間で、冒認出願・共同出願義務違反、発明者名誉権侵害等が争われた。